平成２２年（フ）第１１１１号
神奈川県茅ヶ崎市南湖３丁目８番31号103
債務者　平野　洋子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２５２号
横浜市南区大岡５丁目34番６―408号
債務者　樋川　弘子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２６号
静岡県藤枝市岡部町三輪685番地の８　やよい団地Ｅ―405
債務者　岩本みよ子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７５号
静岡市清水区真砂町４番25号、旧住所名古屋市西区枇杷島５丁目29番15号山崎ビル201号
債務者　渡邊　裕之
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月23日午後４時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８９号
静岡県御前崎市白羽5719番地の１、旧住所静岡県御前崎市此木6300番地の13
債務者　清板　憲一
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月26日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０８号
静岡県藤枝市北方1443番地の１、旧住所静岡県藤枝市下藪田395番地の23
債務者　前島　房子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月26日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１９号
静岡県島田市大井町１番の３　扇マンション101号
債務者　芹澤　英智
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月26日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３４号
静岡県島田市伊太2331番地の３
債務者　數原　健治
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月26日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５４号
静岡市葵区千代田５丁目９番20号
債務者　大高　昌久
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月26日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２３号
静岡県焼津市大村３丁目３番地の３　ルシェンテ103号、旧住所静岡県焼津市大栄町１丁目３番26号
債務者　杉山　一人
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第７０号
大分県日田市大字十二町75番地１スカイメゾンＢ棟201号
破産者　甲能　尚美
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第６０号
千葉県木更津市井尻487番地
破産者　上野　しづ
1　決定年月日　平成22年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第６１号
千葉県木更津市井尻487番地
破産者　上野　良弘
1　決定年月日　平成22年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１１４号
千葉県君津市大和田１丁目15番地２　51
破産者　向井久美子
1　決定年月日　平成22年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第２３１号
釧路市若竹町８番136号
破産者　織田　力造
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第８１１号
盛岡市境田町８番41―401号、旧住所盛岡市新田町４番25―306号
破産者　田屋舘恭一
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部